

## 令和3年9月議会一般質問(20210907)

### 「小中学校における働き方改革について」

◆中島章二(10番) [登壇]

日田市では、2020年3月26日に、学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針を出しております。これは、教育職員の勤務時間の原則を示し、働き方改革の一層の促進を図ることとされております。現在は改訂されているものでございます。

そこで、教職員の勤務労働実態の把握について質問いたします。在校等時間と時間外在校等時間の違いについてどのように考えているのか。そして、時間外在校等時間、いわゆる時間外労働の時間数の推移について過去3年分をお聞かせください。

令和2年度においていわゆる超勤4項目、実習、学校行事、職員会議、非常災害などに必要な業務、これの適用はあったのかお聞かせください。

また、雇用形態の異なる時間外・休日労働に関する協定書、いわゆる36協定を締結する必要がある学校事務職員の時間外労働の状況についてもお聞かせください。

時間外在校等時間とは別に、持ち帰り業務について、基本的に持ち帰り業務は行わないが原則ではありますが、持ち帰り業務が発生したときには自己申告により実態把握をすると、令和2年3月の私の書面での質問に対する回答にありました。実態把握の状況について、最大の月と最少の月の状況、また、持ち帰り業務の内容についてお聞かせください。

次に、コロナ禍において新しい生活様式になり、学校現場も変化してきたと思います。教職員の業務内容に変化があったのか。日田市の小中学校では令和2年3月2日から臨時休業とし、その後、分散登校等の実施など、いろいろな方法での学習の機会を守ってきています。通常とは大きく変わった教育現場となっていたと思います。その上、感染拡大防止のために様々な対応策が行われてきた中で、教職員の業務内容にも変化が現れているのではないかと考えます。市内小中学校で実際に業務内容に変化があるのかお聞かせください。

また、GIGAスクール構想によるICTを活用した企業の準備などで時間外労働の増加は見られないのかお聞かせください。

学校現場の働き方改革として取り組んでいる具体的な長時間労働の削減策、抑制策について、現時点で効果が出ている取組をお聞かせください。

また、ICTを活用した長時間労働の削減策、抑制策についても具体的取組と効果をお聞かせください。

○教育次長(河野 徹君) [登壇]

私からは、小中学校における働き方改革に関し、教職員の勤務実態の把握、コロナ禍における業務内容の変化、長時間労働の削減の3点についてお答えいたします。

初めに、1点目の教職員の勤務実態の把握についてでございます。

教職員の勤務実態の把握につきましては、労働安全衛生法の改正に基づき労働時間の把握が

義務づけられ、学校における働き方改革が推進される中、平成31年1月には文科省により公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが策定され、時間外勤務の上限の目安時間が示されるとともに、勤務時間管理、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の適正化や必要な環境整備、健康管理など、校長及び教育委員会の管理運営における責務が示されました。

さらに、令和2年1月には、公立学校の教職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を文科省が策定し、教育職員の業務量の適切な管理等、教育委員会が講ずべき措置が示されたところでございます。

そこで、在校等時間と時間外在校等時間の違いについてでございますが、先ほど御答弁申し上げました指針によりますと、在校等時間は教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間とあり、具体的には、教育職員が在校している時間を基本とし、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等、職務に従事している時間を含めた時間から勤務時間外に自らの判断に基づいて行う自己研さんの時間及び休息時間を除いた時間とされております。また、時間外在校等時間とは、先ほどの在校等時間から正規の勤務時間7時間45分を除いた時間とされております。

次に、小中学校の時間外在校等時間の推移についてでございますが、平成30年度から令和2年度の11月調査におけます一月の1人当たりの平均時間につきましては、小学校教育職員は平成30年度は40時間、令和元年度は41時間、令和2年度は39時間、中学校教育職員は平成30年度は66時間、令和元年度は47時間、令和2年度は45時間となっております。

次に、令和2年度における超勤4項目の適用についてでございますが、議員御案内の超勤4項目は法令により原則として時間外勤務を命じないものとされる教育職員に対し、時間外勤務を命じることができる4つの項目が限定的に示されておまして、具体的に時間外勤務を命ずる業務は、校外実習その他生徒の実習に関する業務、修学旅行その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合、その他のやむを得ない場合に必要業務の4つとなっております。

そして、令和2年度の市内小中学校において、この超勤4項目に該当し、時間外の勤務を命じられた例につきましては、小学校における宿泊を伴う修学旅行、休日に行われる運動会、文化祭、保護者公開の授業参観日や新入生説明会の学校行事などがございました。

次に、令和2年度の学校事務職員の時間外労働の状況についてでございますが、学校事務職員の時間外勤務の状況につきましては、各人から申請される時間外勤務命令簿兼振替等整理簿によって把握しておまして、令和2年度の市内小中学校の学校事務職員の1人当たりの時間外勤務の一月の平均時間は5時間56分でございます。

次に、令和2年度の教員の持ち帰り業務についてでございますが、市教委といたしましては、持ち帰り業務の実態を把握するため、出退勤時刻管理記録システム運用規程に基づき、各教員が記録する持ち帰り業務記録簿により把握することとしております。

そして、令和2年度の小中学校の持ち帰り業務時間の最も多い月と最も少ない月の状況につきま

しては、最も多い月は3月であり、その内容は、年度末の整理と次年度開始に向けた業務となっております。一方、最も少ない月は8月でありまして、これは長期休業中により勤務時間内で業務を終えることができていることによるものでございます。

また、持ち帰りの業務内容につきましては、授業における学習指導用資料の作成、授業指導案等の授業準備、校内分担の会議資料づくり、児童生徒のノート添削、リモートによる成績処理が主な内容となっております。

次に、2点目のコロナ禍における業務内容の変化についてでございます。

まず、新型コロナウイルス感染症に伴う小中学校における業務内容につきましては、児童生徒の安全と安心を図るための感染対策や保護者への対応等となっております。具体的には、昇降口での登校時の検温チェック、教室での健康観察シートの確認や検温、児童生徒が触れる機会が多くなる箇所の消毒作業、休み時間の児童生徒同士の密接を回避するためのきめ細かな管理監督業務などが新たな業務として教職員が取り組んでおります。

そのほかには、自宅待機といった児童生徒が発生いたしましたときには、当該児童生徒に対する学習補充のための資料作成や学校の対応を説明するための各家庭への電話連絡等の対応が必要となっております。

次に、ICTを活用した授業準備などによる時間外勤務の増加についてでございます。

本市におきましては、本年2月末に市内小中学校の全児童生徒にタブレット端末を配備し、4月より本格的にICTを活用した授業改善を推進しております。

昨年度と本年度の時間外勤務の比較についてでございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症により3月から全国一斉に臨時休業となったことや夏休みが短縮されたことなどの状況があり、本年度と状況が大きく異なりますことから、ICTを活用した授業準備などによる時間外勤務への影響を比較することは難しい状況となっております。

また、ICTの活用による授業の推進に当たり、操作研修や自主的操作練習、授業教材資料準備等の新たな業務が発生いたしますものの、今後につきましては、ICT活用による業務内容の効率化や業務量の縮減が図られるものと考えております。

最後に、3点目の長時間労働の削減についてでございます。

まず、長時間労働の抑制に向けた具体的取組につきましては、従来、教職員の健康管理の保持・増進と快適な職場環境の形成を主な目的として設置しています日田市立学校職員衛生委員会を中心として勤務実態の改善を図ってきたところでございます。

そのような中、時間外勤務時間の縮減をさらに進めるため、平成29年度には新たに日田市立学校職員時間外勤務の縮減に向けた検討委員会を立ち上げ、業務量の総量縮減、業務内容の効率化、教職員の意識改革の3つの柱を掲げ、時間外勤務の縮減に向けた取組を組織的・継続的に推進しているところでございます。

効果が現れている取組といたしまして、1つ目の業務量の総量縮減では、文教祭行事の内容縮減、学校行事の内容縮減、会議の効率的な方法の工夫による回数縮減などが挙げられます。2つ目の業務内容の効率化では、教職員の事務作業を支援する校務支援システムによる業務の効率化が

挙げられます。3つ目の教職員の意識改革では、全小中学校において出退勤時刻管理記録システムの活用、退勤する最終時刻を決めて行う最終退勤時刻設定週間やノー残業デーの取組実施などが挙げられます。

最後に、ICTの活用による長時間労働の抑制策につきましては、通知表などの成績処理や出席管理、出張命令簿や学校日誌などの事務作業を支援する校務支援システムの導入により、新たな業務の効率化を向上することで長時間労働抑制を図っております。

また、全ての教職員が各自のパソコンでデータを共有できる新クライアントシステムの効果的な活用を促すことにより、授業に関する教材や関連資料、会議資料、各種文書等を共有し、業務効率化を図っております。

市教委といたしましては、以上申し上げましたように、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちに真に必要な効果的な教育を継続的に行うことができるよう働き方改革の取組を進めてまいります。

教職員の勤務実態把握についてですが、まず在校等時間と時間外在校等時間、こちらについてなんですけど、ちょっと言葉が特殊といいたいまいしょうか、いわゆる時間外勤務とかということだけではなく、時間外在校等時間と在校等時間とございます。

こちらの中で、いま一つ私気になっているのが、学校の先生方の勤務状況を見ると、子供たちがいる間、なかなか休憩時間が取れているのかどうかというところがございます。出退勤のシステムがございまして。その形に、いわゆる休憩時間、こちらのほうはどのようなシステムで計算をされているのか、お聞かせください。

○教育長(三笥眞治郎君) 教職員の勤務時間は7時間45分となっております、その中に休憩時間を入れるということになっております。この休憩時間を取っているというものとして、在校時間というものとして、いわゆる超過勤務等を割り出しているわけなんですけども、実際の場面でいろんな、昼休みに指導が入ったり相談があったりで、なかなか現状としてはしっかり取れていないというのが現状であろうかと思えます。

この具体的な把握というのは、現在、ちょっと細かい数字は今持ち合わせておりませんが、またこれについても、把握はしていきなさいいけないというふうに思っているところでございます。

○11番(中島章二君) いわゆる先生方の勤務、労働時間が長いということが問題になってきているようなことだと思っています。その中で、今回先生方の勤務時間を把握していきましょうというこの流れ、この動きについて、先生方が実際学校にいて、昼休みだから、休憩できているというものではないと思います。

先ほど教育長がおっしゃったように、昼休みでも相談事とか、また次の授業の準備等、いろいろあったりして、なかなか休憩時間として取れていない現状があるのではないかと思います。

これについて出退勤のシステム上、いわゆる出勤したときにパソコンを打って、それから退勤したときに打ってという、そのシステムだけで、いわゆる先生方の、教職員の勤務時間が実態として把握で

きるのかというのがちょっと私は疑問に思っているんですが、そこについてはどうお考えでしょうか。

○教育長(三笥眞治郎君) 現在のシステムは、いわゆる学校に登庁して、そして退勤するまでの時間を把握しているわけでございますので、この休憩時間がどれだけ、一人一人の教職員が取れたかということについては、今細かい把握はできていないというのが現状でございます。したがって、今後そういったことについても把握をしていかなければならないということだろうというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○11番(中島章二君) 確認の必要があるということで、いわゆる今のシステムを変更していくのか、それともいわゆる申告制で、別途、今のシステム上からマイナスしていくような計算方式を考えているのか。私としては、システム上でできるのではないかと思うんですけど、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○教育次長(河野 徹君) 教育委員会、パソコン出退勤の管理システムでしておりますので、朝来て、夕方、夜、帰る時点で、結局入力するということになっていきますので、確かに休憩時間適宜、なかなか厳しいんですけども、取ると、ただ、それをシステムの的に把握するという、私たち職員もそうですけど、休み時間とはいいながら、当然市民の方の対応もしますし、そういった中で、適宜自分たちが、各職員なりに時間を確保しながら食事を取ったり休憩時間を取ったりとありますので、当然それはやり方によりましようけど、そういったまず職員の実態調査というやり方も一つあると思うんですけど、まずシステムの大きく中を変えて把握するというより、まずはそういった実態調査の相談、アナログのやり方になりますけども、そういったやり方でも、それは考えられるのかなというふうには考えております。

○11番(中島章二君) 私が今申し上げているのは、いわゆる先生方、学校教職員の皆さん方の業務量の総量について考えていくと、いわゆる時間外の時間数が減ったから、先生方の業務内容改善が図られている、勤務内容の改善が図られているというものとは捉えられないのではないかと考えています。

そこで、私は、持ち帰り業務等も含めたものが先生方の、学校教職員の方の時間外業務になるのではないかと考えるんですが、その持ち帰り業務については、教育委員会としては業務として捉えるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育次長(河野 徹君) 持ち帰り業務は、時間外在校等時間に含まれるのかということでありまうけども、これは国の指針によりますと、持ち帰り業務は時間外在校等時間には含まれないというふうにされております。

○11番(中島章二君) 国のほうでは、こういう形でなっているというのは、私も存じ上げております。

ただ、先生方の、教職員の皆さん方のいわゆる業務量の多さというのを考えたときに、時間外、学校にいてできない、家に帰って業務をせざるを得ないというものが実際あるというような状況だと思います。これについて改善する必要性はないのかなと考えますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○教育次長(河野 徹君) 先ほど申し上げましたように、当然総量として減らすという中で、縮減するという中で、当然持ち帰り業務についても、やはりそういったICTを活用しながら、全体として効率的に、効果的にということ減らすということもあります。

一つ、持ち帰りという部分のメリットということではありませんけれども、どうしても家庭で、帰ってせざるを得ないという、そういった一つ環境にある先生方おるときには、そういった意味では、仕事は、定時に帰っても、家でできるというような環境も整えておるといふようなところのメリットもありますけれども、だからといって家で全部やりましょうということではありませんので、あくまでもそういった持ち帰り含めて、全体として業務の縮減を図るといふ取組はそういった、必要であるといふふうには考えております。

○11番(中島章二君) すみません。今、次長おっしゃったメリットについてですけど、持ち帰り業務のメリット、これについてもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○教育次長(河野 徹君) 当然家庭の都合で、家に帰って子供さんの世話であるとか家事であるとか、いろんな家庭の状況あるかと思っておりますので、かといって、その中で教材、次の授業の準備をしなければいけないと、そういったところがあれば、そういったのは帰って、家でもできるという部分のよさと、メリットといいますか、そういった意味でのメリットというふうに申し上げたところでもあります。

○11番(中島章二君) 各個人の先生方にとって、家庭での仕事、業務というものがどうしても必要という場合はあると思います。それについて、いわゆる業務量をまず改善していく、減らして縮減していくために正しい業務量として、先ほど申し上げたような休憩時間等の把握というものが必要かと思っております。

まず、その正しい業務時間が把握されることで、業務量の縮減につながると思いますが、これについていかがお考えですか。

○教育次長(河野 徹君) 当然健康管理含めて、適宜ちゃんと正しく、正しくといいますか、やっぱり休憩適宜があつての、当然必要になってまいりますので、そういったところを含めて、当然、先ほど申しましたようなシステムによらずとも、そういった実態調査的なところは、何らかの形で取り組んでいくといふようなところは必要かといふふうには考えております。

○11番(中島章二君) これまで先生方の正しいといひましようか、勤務労働時間がはっきり把握されていなかったという状況で、これからしっかり把握していきましょうという制度に変わってきております。

これについて、今、学校の教職員の先生方が非常にもしかして苦しんでいる方もいらっしゃるかもしれない。それについて、まず正しい労働時間、業務時間を市教委として捉えることが大切かと思ひます。これについては早急に対策を図っていただき、対応していただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、業務量の改善としまして、いろいろな縮減について、学校行事の精選等、それから会議の方法等、いろいろ策を出していただいておりますが、実際のところこれで先生方、学校教職員の皆さんが、ああ、業務量が減ってきましたねというような声在实际あるのか、それとも減っているなという感がないなというお声があるのかどうか、そういったものがもし教育委員会として情報がありましたらお答えください。

○教育次長(河野 徹君) 全体の先生方の感想も含めてになりますが、令和2年度、昨年度末に行ひました各学校、学校支援センターでございますので、そこに対する調査結果から、業務量の縮減は進んでおるといふようなことも判断しておりますし、また学校において管理職による教員の業務管理や時間管理、業務縮減の工夫の取組を当然進めておりますので、その中から教育委員会としまして、定期的に学校訪問を行ひながら聞き取りも行っております。

その中で、時間外勤務時間の縮減は進んでいるといふような声もいただいておりますので、そういったところからしても、これまでの取組といふのは前に進めていくことができているんじゃないかといふふうには考へております。

○11番(中島章二君) 先ほど小学校のほうは平成30年40時間、令和元年41時間、令和2年39時間の時間外といふことでおっしゃられました。これを見ると、小学校については大きな変化がないのではないかなと、私のほうは時間を見ると考へられます。これについて、縮減が進められているといふ御判断をされた理由についてはいかがでしょうか。

○教育次長(河野 徹君) 当然、もう一点すると、小学校と比較して中学校がございませうけども、先ほど申しましたように、中学校については66時間、47時間、45時間といふことで、令和元年度は中学校の部活動のガイドラインを策定したといふことで、前年度の66時間から大きく比べて減っている、こういった効果、取組としての成果も上がっておりますけども、なかなか小学校については、今、議員御紹介ございましたように、中学校に比べると、大きく減るといひますか、削減するには至っていないといふことでございませうけども、それにしましても、少しずつではございませうが、そういった取組の成果といふのは、この数字の中で現れているんじゃないかといふふうには考へております。

○11番(中島章二君) 次長がさっきおっしゃっていた中学校については、先日の定例会のときに財津議員のほうから御質問いただいた答弁でございましたので、私も繰り返しさせていただいているところでございます。

中学校、次長がおっしゃるように、部活動だけで時間数が減ってきているというのであれば、総合的なさき縮減に向けた取組を行っているというものが幾つか申し上げられましたけど、この効果が反映されていないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○教育次長(河野 徹君) 先ほど例として部活動のガイドライン策定とか、それともう一点、部活動の指導員を導入したとございますけども、これも含めての、一要素でありますので、部活動入れたから、これが結果に全部現れているんじゃないくて、いろんな取組の中で、そういったところもあるというようなことで御紹介させてもらったというところでございます。

○11番(中島章二君) いろいろな取組をされて、縮減に向けて教育委員会も動いている、学校の先生方も検討委員会等で動いているということは私も理解させていただきました。

これについてですが、まだまだ縮減の効果がしっかりと出てきていないという現状、これでは足りていないというふうに私は思っております。先生方の、学校現場の忙しさが子供たちに大きな影響を与えたいと思います。

また、このコロナ禍において、子供たちの学校環境、大きく変わってきています。こういったところで、先生方の負担がもっと増えていくような状況では、今後の学校現場の状況が非常に心配でなりません。

そういったところを含めて、例えば大分市のほうは、教育委員会のほうで縮減に向けた要綱をつくって、しっかりと全体として動きを進めております。計画を立てております。

ですから、日田市としては検討委員会等を行っていますが、そこらの意見を踏まえたところで、市教委としての縮減に向けた働き方改革実施計画、しっかりとつくって行って、縮減に向けた日田市教委の取組をお示しする必要があるんじゃないかと思いますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○教育次長(河野 徹君) 先ほど申しあげました衛生委員会、ですから衛生委員会の中で、当然検討委員会立ち上げる中で、先生方でやってくださいというものでございませぬので、そういった頂いた意見を踏まえて、当然市教委として計画という形じゃないにしろ、そういったところで、適宜学校に対する指導等を含めまして、この働き方改革を進めているというところでもあります。

○11番(中島章二君) 私がお願いしたいのは、先生方と一緒につくっていく、そこから市教員としてこういった計画、例えば令和何年度までに時間外の時間数をここまで減らしましょう、それから地域を盛り込んだ、一緒に学校現場の新しいつくり方、新しい形をつくっていきましょうというような計画、目的を明記して、皆さんと一緒にこれから縮減に向けた動きをしていくという必要性があるんで

はないかということで、市教委としての計画を出したらどうかということで今申し上げたところでございます。いかがでしょうか。

○教育次長(河野 徹君) 当然目標を立てながら、そこに取り組んでいくということでありまして、でも、そこで数字を掲げて、そこに向かって今度は取り組んでいくと、教育現場を捉えたときに、その数字に縛られるということ、そういったものがどうなのかという議論もまた含めて、当然そういった衛生委員会の中でも議論するということがあろうかと思っておりますけれども、そういった数字、じゃ達成できなかったからと、今度は数字に対する評価を当然加えていくということにもなりますので、そういったところの是非も含めて、衛生委員会の中で議論するということは考えられるかなというふうには考えております。

○11番(中島章二君) いわゆる達成目標というものをつくって、皆さんで同じ目的に向かって進んでいくという効果があるのではないかと私は思っておりますので、衛生委員会の中でもこの部分、検討いただきたいと思っております。

それから、令和元年9月定例会の私の一般質問の答弁にありました市教委としての働き方改革の取組について、スクール・サポート・スタッフさんの効果、こちらについてはコロナ禍において、非常に昨年度は増員された経緯がございますが、スクール・サポート・スタッフさんの学校現場での効果というものは市教委としてどう捉えているのか、お聞かせください。

○教育次長(河野 徹君) 例年スクール・サポート・スタッフにつきましては、4名、大規模校に配置しておりますけれども、昨年は国の感染症対策の中で、1校1名ということで、昨年度はそういったことで配置をされた状況にもございます。

ただ、その中で、実際配置事業の勤務実績報告書ということからしまして、そのスクール・サポート・スタッフの方が事業の準備であるとか、会議資料の印刷、それと事業準備の補助などを行っていただいておりますので、教員が児童生徒との面談や個別的学習指導に充てる時間の確保ができたというようなことの声も頂いておりますし、教員の業務負担が軽減されたということ、それと教員、先生方、児童生徒の成績処理や通知表作成に集中することができたというような分析結果も出ておりますので、そういった意味では、このスクール・サポート・スタッフというのは効果的な取組であるというふうには考えております。

○11番(中島章二君) それでは、学校事務職員の皆さん方の働き方改革についてです。

教職員の方とは勤務雇用形態が違うということでございます。

ただ、学校現場では職員会議等、学校行事等も事務の先生と一緒にやられているかと思っております。こういったところから生まれている課題等がございましたら、時間がありませんが、御答弁お願いします。

○教育次長（河野 徹君） 学校事務の先生方につきましても、同様に今、働き方改革に取り組むという中で、先ほど申しましたようにシンククライアントシステムとか、そういったシステムのなところをより効果的に活用して取り組んでいくというのが課題であろうかと考えております。